

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○家畜等の県外からの移入の禁止

(畜産課) 一

告 示

○宮城県告示第四百四十一号

家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年宮城県規則第三十九号)第八条第一項の規定により、口蹄疫のまん延を防止するため、県外の区域から県内への移入を禁止する家畜等及びその県外の区域を次のとおり指定する。

平成二十二年四月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する家畜等

牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか及びいのしし並びにこれらの死体並びに病原体をひろげるおそれがある物品

二 指定する県外の区域

宮崎県の区域のうち次に掲げる区域

- 1 西都市聖陵町一丁目、聖陵町二丁目、御舟町一丁目、御舟町二丁目、桜川町一丁目、桜川町二丁目、水流崎町、中央町一丁目、中央町二丁目、有吉町一丁目、有吉町二丁目、有吉町三丁目、妻町一丁目、妻町二丁目、妻町三丁目、白馬町、上町一丁目、上町二丁目、中妻一丁目、中妻二丁目、旭一丁目、旭二丁目、下妻、右松一丁目、右松二丁目、右松三丁目、右松四丁目、右松五丁目、小野崎一丁目、小野崎二丁目、新町一丁目、新町二丁目、大字右松、大字妻、大字調殿、大字片内、大字童子丸、大字茶臼原、大字穂北、大字南方、大字尾八重、大字三宅の一部(四反畑、彦七畑、市口、久保鶴、松ノ下、池向、嶋畑、八反の内、中原、次郎左衛門、天ヶ瀬、鳥子

- 長田、茶嶋、大園前、朝喰、石坂、尾筋西上、尾筋西下、尾筋東下、田中、溝之手、尾筋東上、国分、上ノ宮東、上ノ宮西、原口、原口二ノ西、原口二、須先、山王前畑、笹貫畑、堂ヶ島、寺崎、馬場崎、塚脇、石貫畑、石貫平ノ下、東立野、酒元ノ上、寺原脇、丸山、西都原東、西都原西、楠木上、楠木下、上永谷、下永谷、奈原、岩ヶ丸、竹ヶ迫、方迫、兼迫、岡本、鎌迫、六町迫、大迫、下甲津ヶ丸、上甲津ヶ丸、割甲津ヶ丸、元迫、北ヶ迫、青木、堂下、羽甘間、後迫、柳迫、法瀬ヶ丸、足野町、方生会、惣太郎、寺原、小末、松田平ノ下、嶋迫、松田下屋敷、松田、鏡田、大谷平、七曲、八小代、木ノ町、大工久、竹ヶ山、向園、八反田、八反田木町、代手、下鏡、西原、上鏡、米鶴、大ヶ峰、西大ヶ峰、細場廻、川原田、西ヶ迫、図師ヶ迫、松崎、居屋ノ内、川添、前田、平田、山王田、老町田、笹々礼、境野、権現谷、折登、樋之道ノ西、新町、毘沙門及び下鶴)、大字清水の一部(大尾田、朝喰、鏡田、竹尾尻、上ノ原、寺山、松迫、土手ノ内及び松元迫)、大字岡富の一部(宮ノ東、岡富、有峯前及び有峰)、大字三納の一部(松本原、甚助原、大廻、新田、湯無田、尾曲、諸熊、永野大原、榎木廻、岩穴ヶ廻、柿木廻、大山田、九月田、白山廻、井上、万立、上原、弘谷、川久保、尾田所及び大山)及び大字中尾の一部(高尾、奥畑、小原、中野、野平及びひの場)
- 2 日向市大字平岩、大字幸脇、美々津町、大字塩見の一部(大草、小原葛籠谷、上水流向、一ヶ瀬、小原東ヶ迫、奥野原、田代口、溜り水、入田、出口、奥野後堀、明生、梶株、亀ノ甲、亀ノ甲前、上瓦田、下瓦田、水戸ノ川、乳母神、堀ノ田、金山ノ下、下中野、上中野、権現原山添、北上奥野、南上奥野、物足儿、薬師ノ北、明久、戸ノ平、柳ノ元、永田葛籠、河添、永田平原、久道ヶ奥、切通し、添谷、南山四人幻、高畑、南山地藏ノ西、南山鶴鳥越、南山中ノ谷、谷ノ奥、天神森、仙洞庵、一反田、一本木、車田、不動畑、上永田、下永田、下ノ原、花園、片白、柏畑、甲附、泉、大財、谷張原、小堤、西谷、出兼、笹河、新道ヶ下、通り山下、横峰、坂ノ下、淵平、宮川、猪ノガ窪、猪久保上、上奥野、柳田、南明生、通り山及び奥野前畑)、大字財光寺の一部(大谷尻、樋ノ口、三ツ枝、木原、六反田、丸池、尻無川、岩淵、池ノ田、池ノ下及び小松崎)及び東郷町
- 3 児湯郡高鍋町全域
- 4 児湯郡新富町大字日置、三納代及び新田の一部(祇園原、川床、黒坂、北畦原、東畦原、西畦原、三財原、湯風呂、湯之宮、一丁目、十文字、新田原、学園台及び春日)
- 5 児湯郡木城町全域
- 6 児湯郡川南町全域
- 7 児湯郡都農町全域
- 8 美郷町南郷区水清谷の一部(小原、滝ノ内、小又、中ノ瀬、蕨野、荒谷及び下田の原)、南郷

区神門の一部(向山、渡場瀬、石越、仁久川、五味、猪ノ越、内竹、下名木、新右衛門田及び杭谷)、南郷区中渡川の一部(杭谷及び日平)及び西郷区田代の一部(横山、西ノ八峡、扇山、鳩尻、宮ノ平、岩下、ヒシリ瀧、赤木、山ノ口、山ノ川内、澤水、立野々原、漆ノ越、飯迫、田ノ原、圃ノ平、下之小川、上之小川、弓場之元、下峯地、中峯地、小川田、小川田ノ平、横谷、弥太郎屋敷、小谷、ウトノ迫、毛上ヶ谷、桑舟谷、尾澤、上之原、後内、小川内、日陰谷、横ノ鶴、椎久保及び横谷)

三 禁止の期間

平成二十二年四月二十三日から当分の間